

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(寄附の勧説を行うに当たつての配慮義務)

第三条 法人等は、寄附の勧説を行うに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 寄附の勧説が個人の自由な意思を抑圧し、その勧説を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十一条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようすること。

三 寄附の勧説を受ける個人に対し、当該寄附の勧説を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようすること。

第二章 寄附の勧説に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧説に関する禁止行為)

第四条 法人等は、寄附の勧説をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧説を受ける個人を困惑させて

救済新法案の委員会審議において、以下のとおり、ご要望を踏まえた更なる対応を検討する。

○第3条に規定する「配慮義務」について、その遵守がなされていないため個人の権利保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合等に、「勧告」さらに「公表」を行うこと。

○「配慮義務」について、上述の「勧告」を行うため必要な場合に「報告」を求ること。

※「配慮義務」についても、報告・勧告・公表の対象として、「禁止行為」と併せて被害者救済全体の実効性向上につながる。

○見直し規定について、施行後2年を目途とすること。

以上

(出典)令和4年12月5日開催の与野党幹事長会談において与党側から提出された資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若じくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

(出典)『靈感商法等の悪質商法への対策検討会 報告書』(令和4年10月17日)より抜粋

ロールから抜け出すためには相当程度の時間を要するとの指摘がなされていることも踏まえ、その行使期間（現行では追認をすることができる時から1年間、消費者契約の締結の時から5年間のいずれか早い方）の延長を検討すべきである。

さらに、いわゆるつけ込み型の不当勧誘に対する取消権⁵については、これまでも包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象とすることが必要であるとの指摘がなされているところ、マインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況が問題となる靈感商法等に対応できるものとして法制化に向けた検討を早急に行うべきである。

(2) いわゆる寄附の位置付け等

いわゆる寄附の性質については、贈与・信託的譲渡その他の契約に該当する場合が多いと考えられるものの、金銭等の移転・交付の具体的状況ごとに評価する必要があること、さらに契約かどうかという入口で争いとなることを避けるためにもあえて契約に限定せずに意思表示の取消し、寄附の無効等の対策を考えることが重要である。

寄附の要求等に関する規制については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条（寄附の募集に関する禁止行為）の規定も参考としつつ、正体隠しの伝道等の本人の自由な意思決定の前提を奪うような活動手法やマインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況が問題となる寄附の要求等への対応も念頭に、より幅広く一般的な禁止規範を規定すべきである。当該禁止規範に違反した場合の効果については、意思表示の取消し・無効、寄附の無効等を規定することが考えられる⁶が、本人及び家族による主張の実効性の確保の観点も踏まえつつ、法制化

⁵ 参議院法務委員会における「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成30年6月12日）においては、「知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権」とされている。

⁶ 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」において民法（明治29年法律第89号）第90条の改正案として示された「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることをを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とする」を参考として検討することも考えられるとの指摘があった。